

計算書類に対する注記(のぞみ園拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する山口県健康福祉財団退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

- ・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりになっている。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済(独立行政法人福祉医療機構)
- (2) 山口県健康福祉財団退職共済(公益財団法人山口県健康福祉財団)

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) のぞみ園拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号の第四様式、第二号の第四様式、第三号の第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア「生活介護サービス区分」
 - イ「計画相談支援サービス区分」
 - ウ「障害児相談支援サービス区分」
 - エ「地域相談支援サービス区分」
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。(単位:円)

	債 権 額	徴収不能引当金の当期末残高	当 期 末 残 高
事 業 未 収 金	11,672,570	0	11,672,570
合 計	11,672,570	0	11,672,570

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし